

# 転出される方へ

宗像市から他の市区町村へ転出される方は、**新しい住所に住み始めてから14日以内に、新住所で転入手続きをしてください。**  
 (正当な理由がなく、14日以内に転入届をしないと、住民基本台帳法第53条第2項の規定により、50,000円以下の過料に処せられることがあります。)

## ●転入手続きを必要なもの

- 1. 転出証明書
- 2. マイナンバーカード(お持ちの方のみ)
- 3. 本人確認書類
- 4. 代理人届出の場合は委任状

## ●主な手続き

制度・手続き	担当窓口	必要な手続き	確認欄	宗像市での手続き	転入先での手続き
マイナンバーカード 住民基本台帳カード	M1			手続きの必要はありません。 ※マイナンバーカード交付申請をしてい る場合、お問い合わせください。	新しい住所の記載があります。また規定 期限内に転入届と継続利用手続きを完了 されると、そのままお使いいただけま す。手続きについては転入先の役所にお 尋ねください。
署名用の電子証明書 公的個人認証サービス	M1			転出（予定）日をもって廃止されます。	規定期限内に転入届と継続利用手続きを 完了されると、そのままお使いいただけま す。手続きについては転入先の役所にお 尋ねください。(マイナンバーカードのみ)
印鑑登録	M4			転出（予定）日をもって廃止されます。 「印鑑登録証」または「市民カード」 【No.】を返還・処分 してください。	転入先の役所にお尋ねください。
公立小・中学校	M51			「住民異動届のコピー」を在学中の学校 に提出し、「在学証明書」と「教科書給 与証明書」を受け取ってください。	転入届後、「在学証明書」と「教科書給 与証明書」を添えて、新しい学校で転校 手続きをしてください。
国民年金	M6			手続きの必要はありません。 ※国外転出をされる方で任意加入希望者 は申し出てください。	「年金手帳」または「基礎年金番号通知 書」を提示してください。
国民健康保険	M7			「国民健康保険被保険者証」または「資 格確認書」を返還、または修正のため提 出してください。	加入届をして、新たに「国民健康保険資 格確認書」等を受け取ってください。
後期高齢者医療	M7			【県内へ転出】 「後期高齢者医療被保険者証」または 「資格確認書」を修正のため提出してく ださい。  【県外へ転出】 「後期高齢者医療被保険者証」または 「資格確認書」を返還、または修正のた め提出してください。「負担区分等証明 書」などを申請し、受領してください。	転入先で「資格確認書」の交付を受けて ください。 宗像市の「被保険者証」または「資格確 認書」は、転入先で「資格確認書」の交 付を受けた後に返還してください。  「負担区分等証明書」などを提出してく ださい。※詳しくは転入先の役所にお尋 ねください。 宗像市の「被保険者証」または「資格確 認書」は、転入先で交付を受けた後に返 還してください。
重度障害者医療	W1			「医療証」を返還してください。	※必要書類は、転入先の役所にお尋ねく ださい。
子ども医療	W1			「医療証」を返還してください。	※必要書類は、転入先の役所にお尋ねく ださい。
介護保険	N3 N4			介護保険証を北館N4番窓口に返還し、 保険料の精算をしてください。 現在「要介護認定」を受けている方（認 定申請中の方を含む）は、北館N3番窓 口で「受給資格証明書」を受け取ってく ださい。転出先が「介護保険施設」の方 は、引き続き宗像市の被保険者となりま すので、必要な手続きをお尋ねください。	現在「要介護認定」を受けている方（認 定申請中の方を含む）は、「受給資格証 明書」を添えて認定申請をしてください。
児童手当	W1			「受給事由消滅届」を提出してくだ さい。転出（予定）月分まで宗像市がお支 払いします。	必要書類は、転入先の役所にお尋ねく ださい。

(R7.1. 6改製)

(裏面も確認お願いします)

制度・手続き	担当窓口	必要な手続き	確認欄	宗像市での手続き	転入先での手続き
ひとり親家庭等医療	W1			西館W1窓口で「資格喪失届」を提出し、「医療証」を返還してください。	※必要書類は、転入先の役所にお尋ねください。
児童扶養手当	W1			西館W1窓口で転出の手続きをしてください。	※必要書類は、転入先の役所にお尋ねください。
特別児童扶養手当	W1			県外（福岡市、北九州市含む）へ転出する場合は西館W1窓口で「県外転出届」を提出してください。	※必要書類は、転入先の役所にお尋ねください。
・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・自立支援医療受給者証（精神通院・更生医療・育成医療） ・障害福祉サービス受給者証 ・通所受給者証 ・宗像市福祉タクシーカード	N5			宗像市福祉タクシーカードを、北館1階N5窓口障害者福祉係に返還ください。 障害福祉サービス受給者証、通所受給者証については、転出先が福祉施設・病院以外の場合は、北館1階N5窓口に返還ください。 身体障害者手帳と療育手帳、障害福祉サービス受給者証については、転出先が福祉施設・病院の場合は、宗像市での手続きが必要となる場合がございます。詳しくは北館1階N5窓口にお問い合わせください。	手帳・受給者証を持参して住所変更してください。
母子健康手帳別冊（妊婦健康診査受診券）	W1			手続きの必要はありません。（転出後「母子健康手帳」はそのままお使いください。妊婦健康診査受診券は使用できません。）	「母子健康手帳」と宗像市発行の「妊婦健康診査受診券」を持参し、再発行の申請をしてください。
軽自動車二輪	M13			○ 普通自動車・バイク（125CCを超えるもの）→運輸局へ ○ 軽自動車 → 軽自動車検査協会へ ○ 原付バイク（125CC未満のもの）→市区町村役場へ	
市税の課税について（国外転出される方へ）	M14			国外転出の方で、市税が課税されている方、又は前年中に収入のある方は、必要な手続きについてお尋ねください。	
市税の納付	M15			市税の滞納がある方は、納付についてお問い合わせください。	
上・下水道	上セダン水タ道料金			上・下水道料金の精算をしてください ・宗像地区事務組合（宗像市多禮298番地） 上下水道料金センター TEL 0940-62-0026	転入先の役所にお尋ねください。
犬の登録	W24				転入先の役所にお尋ねください。
市営住宅	M33			本館2階M33窓口で市営住宅の「異動届」を提出してください。（TEL36-5203）	

※詳細については各担当窓口で確認してください。

担当窓口： 本館1階M4 市民課市民係	【TEL】 36-1126
本館1階M6 市民課国民年金係	【TEL】 36-1128
本館1階M7 国保医療課国民健康保険係	【TEL】 36-1363
本館1階M7 国保医療課後期高齢者医療係	【TEL】 36-1348
本館1階M12 税務課固定資産税係	【TEL】 36-5270
本館1階M14 税務課市民税係	【TEL】 36-7350
本館1階M15 収納課	【TEL】 36-5392
本館3階M51 教育政策課教育総務係	【TEL】 36-5099
北館1階N3番 介護保険課介護認定係	【TEL】 36-5186
北館1階N4番 介護保険課介護保険係	【TEL】 36-4877
北館1階N5番 福祉政策課障害者福祉係	【TEL】 36-3135
西館1階W1 子ども家庭センター子ども家庭係	【TEL】 36-1151
西館1階W1 子ども家庭センター子ども保健係	【TEL】 36-1365
西館2階W24 環境課	【TEL】 36-1421

〒811-3492 福岡県宗像市東郷1丁目1番1号 宗像市役所

TEL 0940(36)1121

FAX 0940(37)1242

（表面も確認お願いします）